

件名	特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例							
主管課	男女参画・県民協働課							
根拠法令等	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和3年6月9日施行）							
【改正の概要】								
<p>特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が令和3年6月9日に施行されることに伴い、特定非営利活動促進法施行条例について、所要の整備を行う。</p>								
<p>1 特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）の一部改正による条項ずれに伴う改正</p>								
○改正内容								
縦覧期間中の補正期間に係る条項 法第10条第3項⇒法第10条第4項								
○該当条文								
第1条、第4条、第7条、第16条								
<p>2 役員等の住所及び居所が公表等の対象から除外されることに伴う改正</p>								
○改正内容								
役員等の住所等に変更があった場合に提出を求めている閲覧用役員名簿について、役員の再任及び住所等に変更がない場合は、提出を不要とする。								
○該当条文								
第10条								
<p>3 市町が処理する事務の改正</p>								
○改正内容								
縦覧事項の公告の廃止に伴い、市町が処理する事務の「公告」を削除。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当条項</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第26条第2号</td> <td>法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公告及び公表並びに縦覧に関する事務</td> <td>法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公表及び縦覧に関する事務</td> </tr> </tbody> </table>	該当条項	改正前	改正後	第26条第2号	法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公告及び公表並びに縦覧に関する事務	法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公表及び縦覧に関する事務	
該当条項	改正前	改正後						
第26条第2号	法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公告及び公表並びに縦覧に関する事務	法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公表及び縦覧に関する事務						
施行日	令和3年6月9日							
【その他参考事項】								